

(H28.4.26 掲示)平成 28 年熊本地震に係る JASSO 支援金の申請について

2016-04-26

今回の地震により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生は、返還不要の「JASSO 支援金」の支給を申請することができます。詳しくは下記リンク先の PDF をご参照ください。

[> 平成 28 年熊本地震に係る JASSO 支援金の申請について](#)

本件に関する問い合わせ先

熊本県立大学 事務局 学生支援課

TEL 096-383-2929 / (直通)096-383-7896 / (FAX)096-383-2364

MAIL

〒862-8502 (大学専用郵便番号：住所記載不要) 熊本市東区月出 3 丁目 1 番 100 号

[サイトポリシー](#) | [お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#)

公立大学法人熊本県立大学

〒862-8502 熊本市東区月出 3 丁目 1 番 100 号

TEL 096-383-2929 / FAX 096-384-6765

平成 28 年熊本地震に係る JASSO 支援金 の申請について

今回の地震により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生は、返還不要の「JASSO 支援金」の支給を申請することができます。詳しくは学生支援課にご相談ください。

1 対象者（次の全てに該当する者）

- (1) 本学に在学中の学生（学部生・大学院生）
- (2) 自然災害等の発生により、**居住する住宅に半壊以上の被害**（全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた場合、または自然災害等による危険な状態が発生し、**自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続**した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

※学生本人が本拠として居住している住宅の被害に限ります。

※休学中の罹災や、成績不振による留年中の罹災・申請は対象外です。

※日本学生支援機構奨学金の申請・受給とは関係なく申請できます。

2 支給額

10万円（**返還不要**。同一の災害につき1回限り）

3 申請期限

平成28年6月30日（木）まで